

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の2第1項
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年4月24日
<b>【事業年度】</b>	第4期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）
<b>【会社名】</b>	シナジーマーケティング株式会社
<b>【英訳名】</b>	Synergy Marketing, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 谷 井 等
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市北区堂島二丁目4番27号
<b>【電話番号】</b>	06-4797-2300
<b>【事務連絡者氏名】</b>	管理部長 吉田 憲史
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	大阪市北区堂島二丁目4番27号
<b>【電話番号】</b>	06-4797-2300
<b>【事務連絡者氏名】</b>	管理部長 吉田 憲史
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

### 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年3月27日に提出いたしました、第4期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2【訂正内容】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

### 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しておりますが、株主への長期的な利益還元を実現するため、まずは、内部留保を充実し、ビジネス環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

従いまして、当社は、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、業績及び財政状態の推移をみながら、連結業績ベースでの配当性向10%程度を目標に利益配当を行っていく方針であります。

剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、この期末配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針を基に1株当たり972円の普通配当といたしました。

内部留保資金につきましては、財務体質強化のために備えるとともに、一層の事業拡大と収益性の向上に役立てることにより、株式価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。

(訂正後)

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しておりますが、株主への長期的な利益還元を実現するため、まずは、内部留保を充実し、ビジネス環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

従いまして、当社は、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、業績及び財政状態の推移をみながら、連結業績ベースでの配当性向10%程度を目標に利益配当を行っていく方針であります。

剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、この期末配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針を基に1株当たり972円の普通配当といたしました。

内部留保資金につきましては、財務体質強化のために備えるとともに、一層の事業拡大と収益性の向上に役立てることにより、株式価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。中間配当の決定機関は、取締役会であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(2) 省略

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役に期待された役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(訂正後)

(1)～(2) 省略

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人に期待された役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であったものを含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。